

# 令和7年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月13日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会広報特別委員の辞任
追加日程第1		議会広報特別委員の選任
日程第 3	請 願 第 1 号	食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂に関する請願書（請願審査報告）
日程第 4	発 議 第 1 号	豊頃町議会委員会条例の一部改正
日程第 5	発 議 第 2 号	豊頃町議会会議規則の一部改正
日程第 6	意 見 書 案 第 1 号	食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書
日程第 7		議員の派遣
日程第 8		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第 9		会期中の閉会

## ◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	5番 藤 田 博 規 君
6番 大 崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 坂 口 尚 示 君	9番 中 村 純 也 君

## ◎欠席議員（1名）

4番 杉 野 好 行 君

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君

企 画 課 長	小 野 直 人 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
福 祉 課 長	鎚 木 政 洋 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	山 崎 勝 巳 君
会 計 管 理 者	大 長 根 典 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君
総 務 課 参 事	江 口 孝 君

**◎職務のために議場に出席した者の職氏名**

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 長	三 島 佑 里 奈 君

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
4番杉野好行議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。  
以上です。
- 中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番岩井明議員及び5番藤田博規議員を指名します。

◎ 議会広報特別委員の辞任

- 中村議長 日程第2 杉野好行議員、小笠原玄記議員、坂口尚示議員及び後藤孝夫議員の議会広報特別委員の辞任の件を議題とします。  
3月4日、杉野好行議員から一身上の都合により、議会広報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。  
お諮りします。  
杉野好行議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 中村議長 異議なしと認めます。  
したがって、杉野好行議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。  
小笠原玄記議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますの

で、退場を求めます。

(小笠原玄記議員退場)

●中村議長 3月4日、小笠原玄記議員から一身上の都合により、議会広報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

小笠原玄記議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、小笠原玄記議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時02分 再開

●中村議長 再開します。

坂口尚示議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(坂口尚示議員退場)

●中村議長 3月4日、坂口尚示議員から一身上の都合により、議会広報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

坂口尚示議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、坂口尚示議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

●中村議長 再開します。

後藤孝夫議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(後藤孝夫議員退場)

●中村議長 3月4日、後藤孝夫議員から一身上の都合により、議会広報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

後藤孝夫議員からの申し出のとおり、議会広報特別委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、後藤孝夫議員の議会広報特別委員の辞任の件については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時08分 再開

●中村議長 再開します。

#### ◎ 議会広報特別委員の選任

●中村議長 追加日程第1 議会広報特別委員の選任の件を議題とします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、大谷友則議員、大崎英樹議員、藤田博規議員及び岩井明議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大谷友則議員、大崎英樹議員、藤田博規議員及び岩井明議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時24分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎ 諸般の報告

●中村議長 諸般の報告を行います。

休憩中に、議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

議会広報特別委員会の委員長には大崎英樹議員、副委員長に藤田博規議員、以上の

とおりに互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 請願第 1 号

●中村議長 日程第 3 請願第 1 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂に関する請願書の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。請願第 1 号。

2、付託年月日。令和 7 年 3 月 4 日。

3、件名。食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂に関する請願書。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（酪肉近）の改訂においては、国内の農業生産の増大を基本に、生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など現場に寄り添った農業政策とその実現に向けた農業予算の増額やコスト上昇に見合った価格改定が行われる環境等を求めることは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから請願第 1 号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 発議第1号

●中村議長 日程第4 発議第1号 豊頃町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

5番藤田博規議員。

●5番藤田議員 発議第1号。

提出者、豊頃町議会議員藤田博規。

賛成者、豊頃町議会議員大谷友則。同上、岩井明。同上、後藤孝夫。

豊頃町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、一部条文の表現整理を行うものであります。

それでは、豊頃町議会委員会条例の一部改正について、順次説明をします。

はじめに、特別委員会の設置について規定する第5条の改正は、第2項中の「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、表現整理するものです。

次に、公述人が「文書」によりあらかじめ理由及び賛否について委員会に申し出なければならないことを規定する第22条の改正は、同条に第2項として1項加え、委員長が定めるところにより、オンラインによる方法を可能とする旨を新たに加えて規定するものです。

次の代理人又は文書による意見の陳述について規定する第26条の改正では、見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、オンラインによる方法で行う場合を手当するものです。

次に委員会の会議の記録について規定する第27条の改正は、同条に第3項として1項加え、委員会の記録の作成及び委員長の署名又は記名押印について、議長の定めるところにより、電磁的記録により行うことができる旨を新たに加えて規定するものです。

なお、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行すると規定しております。

以上です。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 発議第2号

●中村議長 日程第5 発議第2号 豊頃町議会会議規則の一部改定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

5番藤田博規議員。

●5番藤田博規議員 発議第2号。

提出者、豊頃町議会議員藤田博規。

賛成者、豊頃町議会議員大谷友則。同上、岩井明。同上、後藤孝夫。

豊頃町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うものであります。

それでは、豊頃町議会会議規則の一部改正について、順次説明をします。

はじめに、議会の会議時間とその変更の取扱いについて規定する第9条の改正は、第2項中の「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改

め、会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間を変更することができることを規定し、第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加え、会議中ではないときに台風の接近などにより災害の発生が予測される緊急時に議長が会議時間を変更することができることを新たに規定しております。

次に、議会の選挙における開票及び投票の効力について規定する第32条の改正は、同条に第4項として1項を加え、議会で行う選挙の効力に異議があったときの議会の決定の通知に関し、必要な事項は議長が定める旨を新たに加え規定するものです。

次の投票による表決を行う場合の選挙規定の準用について規定している第85条の改正は、前段の第32条の改正により追加した第4項の規定は投票の表決を行う場合に準用することが無いために、第32条の規定の準用は第1項から第3項までに限る改正であります。

次は、議員の辞職及び資格の決定について規定している第11章中の第101条の次に第101条の2として議員の資格決定後の本人への通知について新たに規定を設けるものであります。

次の議会事務局の職員及び説明員も含む議場に入る者の服装、携帯品の禁止について規定した第103条の改正では、「外とう、襟巻、かさ」の表記を「コート、マフラー、傘」に改め、「つえ、写真機及び録音機」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものであります。

次に、会議規則中に規定される文書等のデジタル化、オンライン化について通則的な規定として第19章補則中の第128条の前に、2条を加えます。

第127条の2は、電子情報処理組織による通知等について規定するもので、第127条の3は、文書等を電磁的記録により作成し、又は保存することについて規定するものであります。

なお、附則として、この規則は、令和7年4月1日から施行すると規定しております。

以上です。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第1号

●中村議長 日程第6 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。

賛成者、豊頃町議会議員藤田博規。同上、後藤孝夫。同上、小笠原玄記。

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書。

国内農業をめぐっては、少子・高齢化に伴う農家戸数の著しい減少や、耕作放棄地の増加、頻発する自然災害などによって農業生産基盤が脆弱化しており、国民の命の源である食料の供給不安定化や食料自給率の低下、地域経済の衰退を招くなど、我が国の食料安全保障が脅かされている。

こうした情勢を背景に、昨年の通常国会で「食料・農業・農村基本法」が改正され、本来3月末までに改訂される基本計画において、今後の施策の方向性を位置付けるとしており、2027年以降の水田政策についても盛り込まれる見通しにある。あわせて、酪農・畜産の中長期的な指針となる「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（酪肉近）も基本計画と同様、年度内に改訂される見込みである。

とりわけ、基本計画及び酪肉近において、これまでは10年間だった計画期間を5年間に短縮させ、農業の構造転換を集中的に推進するとしている。また、基本計画においては、合理的な価格形成についても位置付けるとしており、その実効性確保に向けて今通常国会に関連法案も提出される予定である。

このため、両計画においては、国内の農業生産の増大を基本に、生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など、現場に寄り添った農業政策

が求められ、その実現に向けた農業予算の増額が必要となっている。さらに、食料の価格についても、農業者、食品産業、消費者など幅広い食料システムの関係者の合意の下で、コスト上昇に見合った価格改定が行われる環境等が求められている。

については、次期基本計画及び酪肉近の改訂にあたっては、食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策が実現されるよう下記事項を要望する。

記。

1、次期基本計画の改訂にあたっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解醸成を踏まえた上での農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備（直接支払制度の構築）など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。

2、酪肉近の改訂にあたっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策などの施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。

また、中長期的な国産牛乳・乳製品の安定供給に向けて、今般の需給緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任を持って需給調整のための出口対策などを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 議員の派遣

●中村議長 日程第7 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣についてはお手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣するものとする。

記。

1、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、令和7年5月24日土曜から同月26日月曜。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、坂口尚示議員、藤田博規議員、小笠原玄記議員。

以上です。

●中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり、議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●中村議長 日程第8 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

### ◎ 会期中の閉会

- 中村議長 日程第9 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

### ◎ 閉議宣告

- 中村議長 これで本日の会議を閉じます。

### ◎ 閉会宣告

- 中村議長 これをもって、令和7年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員